

平成 31 年度離島観光活性化促進事業 情報発信ツール制作
販促ツールノベルティ製作業務
一般競争入札募集要綱

1. 業務名

平成 31 年度離島観光活性化促進事業 情報発信ツール制作 販促ツールノベルティ製作業務

2. 趣 旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が実施する情報発信ツール制作 販促ツールノベルティ製作業務(以下「本業務」という。)について、一般競争入札にて委託業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 目 的

沖縄離島のイメージ訴求を行い、国内からの観光客の誘致促進を図るため、旅行博覧会・商談会等、国内で実施するイベントで来場者や観光関係者に配布するノベルティを製作する。更に航空会社及び旅行会社を訪問した際にも、セールス活動を円滑にするツールとして活用し、国内路線の拡充、旅行商品の造成を促進することを目的とする。

4. 委託内容

本一般競争入札(以下、競争入札)の委託業務内容については、別紙「業務仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

委託期間は契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日(金)までとする。

6. 入札参加資格

本競争入札参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない企業又は団体。
- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有し、自社内で本業務(編集、印刷※4 色刷りのオフセット印刷機があること)が実施できること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績(財務規則第 100 条第 2 項第 3 号)を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。

7. 入札参加申込書（様式1）の提出について

入札参加希望者は下記期日までに入札参加申込書（様式1）に必要事項を記載後、原本を郵送または持込みにてOCVBへ提出しなければならない。

(1) 参加申込提出期限

期 限：令和元年11月28日（木）17：00まで

提出先：〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2階

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 国内プロモーション課

担当者：橋本

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認めない。

(2) 提出書類

入札参加申込書（様式1）

8. 質問

質問は下記期間内、メールにて行うこと。（様式2）

質問受付期間：公示日～11月28日（木） 17：00まで

問合せ先：誘客事業部 国内プロモーション課 担当：橋本

E-mail/ritohaku@ocvb.or.jp

9. 入札日

令和元年12月13日（金）14：00開始とする。

※受付開始時刻：13：30

10. 入札提出書類

提出書類は入札書（様式3）とする。

※入札者印は代表印（丸印・角印等）又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

11. 入札方法

入札はOCVBが指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。

(1) 入札開始時間までに受付又は入室しない場合は、参加する意思がないものとみなす。

(2) 再入札を想定し、入札書は最低でも4枚（予備含む）準備し持参すること。

(3) 入札金額は算用数字を用いて正確に、そして丁寧に記入すること。

(4) 二重書きの数字、訂正した数字、その他の判読の紛らわしい数字は無効とする。また、鉛筆による記載は不明瞭となる恐れがあるため、同様に無効とする。

(5) 金額の頭には¥マークを記入すること。

(6) 記名、押印は対象の箇所に正確に行うこと。

(7) 代理の者が入札する場合は、必ず委任状（様式4）を提出すること。

(8) 代理人は、委任状（代表者印押印）と代理人本人の印鑑（丸印）を持参すること。

(9) 代理人は、委任状の原本を入札開始時間までにOCVBへ提出（持込み）しなければならない。FAX、電子メールでの提出は一切受け付けない。

(10) 入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式 5）に記入の上、入札執行前に担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る）すること。

(11) 入札を無断で辞退することがないように十分留意すること。

12. 入札場所

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2 階 203-2 号室

13. 入札保証金及び契約保証金

免除

14. 入札書記載金額について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

15. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、沖縄県財務規則の規定に準じて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低価格により受注者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、当該受注者の次に低い価格をもって入札をしたものを受注者とすることがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3 回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、募集要綱 15. (1) に基づき、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3 回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 入札が無効となる場合

以下の (1) ~ (4) のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものを行った入札。
- (2) 同一業者が行った 2 以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。

17. 業務再委託体制についての注意事項

- (1) 委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 委託業務の一部を再委託する場合には、OCVBの承認を得なければならない。
- (3) 再委託をする場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、OCVBに対し全ての責任を負う。
- (4) 再委託する場合には、本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

18. 著作権及び使用権は次の通りとする。

- (1) 成果物の著作権及び使用権は、OCVBに帰属する。
- (2) 本作成事業にて撮影した写真の著作権及び使用権は、OCVBに帰属する。
- (3) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (4) 本作成業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

19. その他留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (4) 提出された応募書類は、返却しない。

20. 免責事項

本事業の履行において事業社間で発生した問題に対しOCVBは一切関与しない。

21. その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。